

「ホミック通信」は編集者の気分まかせで、不定期に発行いたします

ホミック通信

Vol.20

20回目の夏号

2013.8

発行／〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集／梶田美穂
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

早いもので、当事務所にとって20回目の夏が終盤を迎えています。

この間、3度の事務所移転を行い、10人ほどの事務員に来てもらい、4台目の複合機が稼働中です。

開業当初は、月末になれば不動産決済の立会いで銀行に詰めたこともありましたっけ。今のように、会議のために月に何度も東京へ出張するようになるとは、その頃は想像もしていませんでした。

そう言えば、10周年の時にはお世話になった方へのお礼に、記念の電車カードを作ったのですが、さて20周年はどうしましょうか？

そろそろ酷暑の疲れが出る頃かもしれません。皆様どうぞご自愛下さい。

■ 夏の読書

久しぶりに、お気に入りのフロスト警部シリーズ新作が書店に並んでいたのが即購入しました。創元推理文庫「冬のフロスト」上下二巻、合わせて2600円也(消費税別)! かなり高価な文庫本だと思いませんか? もちろん大きな期待を胸に読み始めましたが、残念ながら話の展開はこれまでのシリーズほどの切れはなかった印象です。一言で言えばマンネリでしょうか。お薦めは10年以上前の「夜のフロスト」です。

続いて、先輩同業者から熱心に薦められたので、百田尚樹を手に取りました。手始めに「影法師」。構成が良いと思うし、文章も淀みなく読みやすい、全てのエピソードに無駄がありません。最後のどんでん返しは落涙必至。ラストで、タイトルの意味深長さが理解できます。お話創りがとても上手い人ですね。辻野は「永遠のゼロ」に胸を打たれたとか。「売れているのには訳がある」ようです。

■ 遺言の意義を再確認

子のない夫婦は、遺言を作成しておくことが望ましい典型例として、よく説明されます。配偶者と兄弟姉妹が相続人になるので、必ずしも話し合いが上手く行くとは限らないからです。

先日も、亡き夫が自筆証書で遺言を遺していたお陰で、すっかり疎遠になってしまっている夫側の姪や甥との遺産分割協議をしなくても、自宅の相続登記をすることができた方がいました。

自筆証書遺言は、思い立ったときに便箋とボールペンさえあれば作れるので手軽ですが、民法で決められたルールを守って書かなければなりませんし、意味がはっきりと分かる文章で書くことが重要になります。そして、遺言した人が亡くなった後で、家庭裁判所で検認の手続きを経なければなりません。

先の方も、家庭裁判所に出向いて、遺言を裁判官に手渡して検認を受けました。検認とは、「遺言の状態」を裁判所で確認してもらう手続きです。「遺言の内容」にまで踏み込んで確認するわけではありません。検認の申立書を提出してから、指定された検認の日まで約1ヵ月でしたので、至急で遺言を利用したい場合には、検認の必要のない公正証書遺言の方が便利ということになります。

「大きな財産があるわけでもないのに遺言をするなんて」という言葉もよく聞きますが、遺された人のために書いておいた方が良い場合は、「やっぱりある」と実感しました。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
作成方法	公証人役場で作成してもらう。	本人が全文・日付・氏名を自書(ワープロ不可)。押印要。訂正
費用	公証人に提出する資料代と、公証人費用(財産額や条項数によって異なります)	不要
証人	二名必要(欠格事由は民法974条)	不要
保管	原本を公証人役場で、本人が120歳になる時まで保管してくれる。	偽造、変造、紛失、盗難、隠匿の恐れがある。
相続開始後の手続	不要	家庭裁判所での検認手続(民法1004条)が必要

北 浜 ラ ン チ 事 情

事務所の夏季休暇明け、まだ車通りの少ない堺筋を渡りザ・北浜プラザ2階「北浜懐食こおげ」にてランチです。メニューの中で一際目を引く『海鮮丼』ではなく『レディス膳第三弾』をチョイス。どのあたりが第三弾なのかは不明ですが、やってきた大きなお盆の上、ご飯お味噌汁をはじめ、おひたしやお刺身、和食には珍しく仕切りタイプのお皿に四品、デザートは冷やしぜんざいと盛りだくさんです。夏のメニューらしくお味噌汁は胡瓜入りで爽やか、夏野菜のラトウイユは彩り良く、冷やしぜんざいはさっぱりとした甘さ。品数の多さに比例して満腹となりました。高級感漂うビルの中で外の暑さを忘れ、涼しくリーズナブルな御膳をいただくことができました。(つづく)

司法書士の仕事

- 不動産登記
- 商業・法人登記
- 裁判
- 成年後見
- 相続・売買・贈与など
- 設立・役員変更など
- 訴訟・調停・和解・破産など
- 任意後見契約・遺言・死後事務など